

十勝ふるさと市町村圏基金条例

〔平成元年11月24日〕
条 例 第 1 号

改正の沿革 平成30年条例第9号

(設置)

第1条 十勝圏複合事務組合が実施する十勝圏複合事務組合規約第3条の表第1号の項に規定する事業の費用に充てるため、十勝圏複合事務組合十勝ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、十勝圏複合事務組合十勝ふるさと市町村圏基金事業会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、十勝圏複合事務組合十勝ふるさと市町村圏基金事業会計歳入歳出予算に計上して第1条に定める目的に使用するほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 組合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用するものとする。

(処分)

第6条 基金は、第1条に定める目的のためでなければ、これを処分することはできない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年2月28日）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。